

生食水発 0302 第 2 号
平成 28 年 3 月 2 日

都道府県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長
(公 印 省 略)

水道事業の基盤強化に向けた取組について

日本の水道は、平成 25 年度末で普及率 97.7%と大部分の国民が水道による水の供給を受けている状況を実現するとともに、水質の面でも世界に誇る「安全でおいしい水」の供給を達成していますが、一方で、管路をはじめとする水道施設の老朽化、耐震性の不足、職員数の減少、人口減少による料金収入減といった課題に直面しており、国民生活に密着した重要なインフラである水道の持続性を高める取組が喫緊の課題となっています。

厚生労働省では、これらの課題に対し、新水道ビジョン（平成 25 年 3 月策定）の提示及び水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成 21 年 7 月厚生労働省健康局水道課作成）等各種ツールの提供等により、水道事業者による課題の把握及び対策の実施を支援してきました。

さらに、平成 27 年 9 月より水道事業基盤強化方策検討会（座長：滝沢智 東京大学大学院工学系研究科教授）を開催し、平成 28 年 1 月に、都道府県が推進役となって水道事業の広域連携を推進すべきこと等を内容とする「水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項」（以下「中間とりまとめ」という。）（「水道事業基盤強化方策検討会中間とりまとめについて」（平成 28 年 3 月 2 日付け各都道府県水道行政担当部（局）長宛厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課事務連絡）参照）をとりまとめました。

中間とりまとめで示された事項等については、厚生科学審議会生活環境水道部会の下に設置した水道事業の維持・向上に関する専門委員会においてさらに議論を深める予定としていますが、中間とりまとめのうち、主な内容について下記に示しました。

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、水道事業の広域連携に係る検討や貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」

という。)の指導・監督等の際の参考にされるとともに、貴管下の水道事業者等に対しても周知いただくようお願いいたします。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項(技術的助言)に基づくものです。

記

第 1 都道府県における広域連携の検討について

水道事業の広域連携については、「水道事業の広域連携の推進について」(平成 28 年 3 月 2 日付け各都道府県水道行政担当部(局)長宛厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知)(別添)により早期の検討体制の構築等をお願いしているところですが、中間とりまとめでは次のとおり示されていますので、都道府県において広域連携の検討を進めるにあたり、適宜参照いただくようお願いいたします。

① 広域連携の趣旨

広域連携の趣旨は、経営規模拡大によるスケールメリットの創出に加え、水道事業者ごとに必要な人材を確保し続けることが困難な場合における人材確保という意義が大きいこと。

簡易水道については、従前より統合を進めていただいているところであるが、統合を行ってもなお十分な人材が確保できない場合には、さらに広域での連携を図るべきであること。

② 圏域の設定

水源とする河川の水系などの地理的状況や、社会的状況等を踏まえ、都道府県内を 1～数個の圏域に集約することが考えられること。

③ 広域連携の形態

広域連携の形態は、「広域化」の代表的な形態である事業統合に限らず、経営統合や、人材の融通・派遣、事務的な協力の実施など、様々な手法が考えられ、地域の実情、水道事業者のニーズに応じて選択することが考えられること。

なお、人材の融通・派遣や事務的な協力の実施については、その時々におけるプロジェクト(更新需要の見積もり、施設更新計画の策定、施設更新工事発注時の仕様書作成、料金改訂等)に応じて対応することもありうること。

④ 水道用水供給事業と受水水道事業者との統合の推進

水道用水供給事業と受水水道事業者との統合は、既に管路が連結していることや、水源から給水栓までの一元管理が実現し水質管理が行き届きやすいといった利点があることから、積極的に推進すべきであること。

⑤ 民間企業との連携

水道事業を支える人材の確保としては、民間企業の経営ノウハウや人材の活用にも積極的に取り組むべきであること。

官民連携には、水道事業の個別の業務委託のほか、第三者委託やPFIの活用など様々な形があり、また、官民の共同出資会社の活用や、水道事業者、都道府県、民間企業等が柔軟に交流し、互いの知恵を出し合う取組も有効であること。

⑥ 広域連携を推進するための人材

広域連携の具体的な内容の検討は、関係水道事業者等と協議の上進めることとなるが、進め方としては、都道府県職員が主導するほか、都道府県下の、水道事業経営に関して多くの知識・経験を有する大規模水道事業者等（都道府県営水道事業・水道用水供給事業を含む。）が中心となって進める等の方法もあること。

第2 水道施設の更新・耐震化等について

（1）アセットマネジメントについて

アセットマネジメント（施設の修繕、更新、耐震化及び再構築を、長期的視野に立って更新需要を把握した上で、財源確保を考慮しつつ計画的に行うこと。）は、水道事業を持続的に経営するために必要不可欠な取組であり、従前より、水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き等により、その実施をお願いしてきました。

中間とりまとめにおいても、アセットマネジメントの実施を水道事業者に義務付けること等が示されています。

水道事業者等におかれては、引き続き、アセットマネジメントの実施に取り組まれるようお願いします。

なお、アセットマネジメントとは、上記手引きにも記載されているとおり、更新需要の試算に止まるものではなく、試算結果を踏まえ、財源も確保した上で、施設の更新等を計画的に実施することまでを含めたものです。

水道事業者等におかれては、この認識のもと、更新需要の試算に止まらず、試算結果を施設の更新計画の策定等に活かしていただくようお願いします。

また、都道府県におかれては、立入検査や認可等の事務を実施するにあたって、この認識に基づき、更新需要の試算を促進するとともに、試算結果を更新計画の策定等に活用するよう働きかけていただきますようお願いします。

(2) 認可権者による働きかけの強化について

厚生労働省では、大臣認可水道事業者の施設の更新等を促進するため、水道事業者ごとの管路の経年化率及び更新率等のデータを公表しており、今後は、技術管理者等のみならず事業管理者への直接的な働きかけも検討しています。

中間取りまとめにおいても、認可権者による働きかけの強化として、認可権者は水道事業の運営状況に関する情報の公表や、首長や事業管理者への情報伝達に努めるべきこと等が示されています。

都道府県におかれても、管下の水道事業者等について、国と同様に、水道事業者等の経営の状況を比較し把握できるようなデータの公表や事業管理者への直接の働きかけをご検討いただきますようお願いします。

第3 水道料金の適正化の促進

水道施設は耐震性等を備えたものでなければならぬとされ（水道法（昭和32年法律第177号）第5条（施設基準）第3項）、そのような状態を維持するために必要な経費（資産維持費）を水道料金の原価を算定する際に組み込むこととされています（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第12条）。

中間とりまとめでは、資産維持費として求める水準・内容について国の公的見解を示すべきことや、水道料金の適正化にあたり需要者とのコミュニケーションの充実を図るべきこと、水道法が目的として掲げる「低廉」な水の供給は、「安全」な水を、災害等に対応しうる「強靱」な施設を確保し、かつ、将来にわたって「持続」的に供給することを可能とすることを前提としている点を明確に示すべきこと等が示されました。

水道事業者におかれては、水道料金について、次の点をご確認いただき、必要に応じて、水道料金の見直しの検討に着手していただくようお願いします。

- ・資産維持費を適切に盛り込んで算定した額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されているか（水道法施行規則第12条第2号）
- ・供給単価が給水原価を下回らない等、財政の均衡が保たれるよう設定されているか（水道法施行規則第12条第1号）

第4 その他

中間とりまとめにおいては、水質、地球温暖化対策、災害時の事業者間連携、地下水利用についても示されています。

都道府県及び水道事業者等におかれては、中間とりまとめも参照の上、引き続き水質の確保等に取り組まれるようお願いします。